

定 款

協栄産業株式会社

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、協栄産業株式会社と称し、英文では KYOEI SANGYO CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 非鉄金属、金属、ゴム製品、法定船用品、化学工業薬品、火薬類、高圧ガス及びその容器の販売並びに法定船用品の整備業務
2. 電気機器、電子機器及び部品、電子計算機及び周辺端末機器、金属機械器具、金属雑貨、玩具、樹脂製品の製造及び販売
3. 前各号の製品及び部品に関する設計、保守、賃貸、工事の請負、輸出入業務並びに代理業務
4. 電子計算機による受託計算並びに電子計算機に関するソフトウェアの開発及び販売
5. プレス及びファイバー加工業並びに鍍金業
6. 労働者派遣業
7. 古物売買業
8. 貨物利用運送業
9. 倉庫業
10. 前各号に関連又は付帯する一切の業務

(本店)

第3条 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。ただし、取締役会の決議により必要の地に工場又は事務所を設けることができる。

(公告方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、1千万株とする。

(単元株式数)

第6条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第7条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第8条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第9条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を設置する。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議により定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に隨時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議長)

第13条 株主総会の議長は取締役社長がこれに当る。

- ② 取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により取締役中の1名がこれに代る。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用して方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主又はその法定代理人は、代理人をもってその議決権を行使することができる。ただし、この代理人は当会社の議決権を行使することができる他の株主1名に限る。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当会社は、取締役会を置くものとする。

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は12名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数をもって選任する。

② 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議をもって取締役中から社長1名を選定し、必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

② 取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。

(取締役会の権限)

第22条 取締役会は、特に法令又は本定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務執行を決定する。

(取締役会の招集)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長が招集しその議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により取締役中の1名がこれに代る。

③ 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

(取締役会の決議方法等)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

② 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役の責任免除)

第25条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第26条 当会社は、監査役及び監査役会を置くものとする。

(監査役の員数)

第27条 当会社の監査役は4名以内とする。

(選任方法)

第28条 監査役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数をもって選任する。

(任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の権限)

第30条 監査役会は、特に法令又は本定款に定める権限を有するほか、当会社の監査の方針、業務及び財産の状況の調査の方法その他監査役の職務の執行に関する事項を決定することができる。

(監査役会の招集)

第31条 監査役会は、各監査役が招集する。

② 監査役会の招集通知は、会日の5日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役の責任免除)

第33条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第34条 当会社は、会計監査人を置くものとする。

(会計監査人の責任限定契約)

第35条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第37条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

② 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

③ 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

| | | | |
|-------------|----|------------|----|
| 1945年1月31日 | 制定 | 1991年6月27日 | 改訂 |
| 1947年1月27日 | 改訂 | 1992年6月26日 | 改訂 |
| 1947年10月6日 | 改訂 | 1994年6月29日 | 改訂 |
| 1951年12月20日 | 改訂 | 1998年6月26日 | 改訂 |
| 1963年1月29日 | 改訂 | 2002年6月27日 | 改訂 |
| 1965年1月29日 | 改訂 | 2003年6月27日 | 改訂 |
| 1967年1月30日 | 改訂 | 2004年6月29日 | 改訂 |
| 1973年1月30日 | 改訂 | 2006年6月29日 | 改訂 |
| 1975年1月30日 | 改訂 | 2009年6月26日 | 改訂 |
| 1979年2月27日 | 改訂 | 2015年6月25日 | 改訂 |
| 1980年2月28日 | 改訂 | 2016年6月28日 | 改訂 |
| 1982年2月26日 | 改訂 | 2017年10月1日 | 改訂 |
| 1990年2月27日 | 改訂 | 2020年6月25日 | 改訂 |
| 1991年2月27日 | 改訂 | | |